

岩見沢市文化財保護委員会委員公募実施要領

1 趣旨について

岩見沢市文化財保護委員会は、市内に所在する文化財の保護について教育委員会の諮問に応じるため、岩見沢市文化財保護条例の規定に基づき設置されている。

委員の定数は 10 人以内で、知識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

現委員が令和 7 年 10 月 15 日をもって 2 年間の任期が満了となることに伴って、委員の一部を市民から公募し、文化財に関する知識のある新たな人材を発掘するとともに、市指定文化財の指定、保護及び活用に関する重要な事項について調査・審議を行うことを目的とする。

2 公募について

(1) 公募する委員数

2 名とする。応募者数がそれに達しなくても再募集はしない。

(2) 募集・応募方法等

- ・広報いわみざわ 8 月号及び市ホームページに掲載する。
- ・所定の応募用紙を、「岩見沢市教育委員会教育部生涯教育課文化・スポーツ振興係」に持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で応募する。FAX、電子メールでの応募の場合は、応募者に受付確認の FAX または電子メールを返信する。
- ・応募用紙は、岩見沢市教育委員会、岩見沢市役所、北村・栗沢両支所で配布するほか、市のホームページからダウンロードも可能とする。
- ・応募用紙に、必要事項を記入し、応募動機や文化財保護の考え方や活用方法等を 800 字程度にまとめて記載する。
- ・受付期間は、令和 7 年 8 月 12 日（火）から 26 日（火）までの 15 日間とし、最終日の 17 時 30 分までに届いたものを有効とする。

(3) 応募資格

- ・令和 7 年 10 月 1 日現在、岩見沢市に住所を有し、今後 2 年間は転出する予定のない、満 18 歳以上の方。
- ・文化財の保護または活用に関心のある方。
- ・岩見沢市の議会議員または職員でない方。
- ・年間に 3 回程度、平日の日中に開催される会議に参加できる方。

(4) 委員の任期

令和 7 年 10 月 16 日から令和 9 年 10 月 15 日までの 2 年間とする

3 選考方法

応募書類をもとに、選考委員会（教育長、教育部長、生涯教育課長、同主幹）において書類選考のうえ、教育委員会で決定する。その結果は応募者全員に文書で通知する。

4 その他

当委員会の出席にあたっては、市の条例に基づく報酬及び費用弁償を、会議後に支給する。